



犯罪被害者等代理援助【 終結・ 中間】報告書

* 困難等加算報酬、成果報酬、追加実費を請求する場合には、それぞれ対応する報告書を提出してください。
 * 報告書は申込者の事件ごとに1部ずつ提出してください。

いずれかに✓をいれてください。

法テラス ●● 御中					
報告日	年 月 日	受任者		登録番号	
被援助者氏名			罪名 <small>(申込時から変更された場合のみ記入)</small>		
住所等 <small>(変更がある場合のみ記入)</small>	姓	→	電話番号		
	住所				
請求する項目 <small>(中間請求の場合のみ)</small>	<input type="checkbox"/> 通常報酬及び実費 <input type="checkbox"/> 追加実費 (請求内容は「追加実費申立書」に記載) <input type="checkbox"/> 成果報酬 (請求内容は「成果報酬報告書」に記載)				
活動終了日 <small>(終結の場合のみ)</small>	年 月 日	<input type="checkbox"/> 事務類型に掲げる事務の終了 <input type="checkbox"/> 辞任・解任			
終局処分日	年 月	いずれも終結時の算定に必要な情報となりますので もれなく記入してください。			
終局処分結果			<input type="checkbox"/> その他()		
加害者の別	<input type="checkbox"/> 加害者に少年を含む。 <small>(終局処分日を基準とする。)</small> <input type="checkbox"/> 家庭裁判所から検察官への送致後に受任した	被害者参加 弁護士	選定日 年 月 日 <small>* 選定通知書を提出してください。</small>	活動終了日 年 月 日	
●事務類型表第1項の活動内容(必要的記載事項も必ず記載してください) 事務類型番号 ※それぞれの活動に対応する疎明資料の提出が必要です。 1 被害の届出 ※弁護士が届出まで行った場合のみ 2 告訴又は告発 ※弁護士が告訴又は告発まで行った場合のみ ③ 捜査機関への対応又は少年審判における裁判所への対応 ※単なる事務連絡は除く ④ 加害者又はその代理人との交渉(刑事和解を含む。) 5 不起訴理由の確認 6 検察審査会に対する審査の申立て又は付審判請求 7 証人尋問の準備又は打合せ 8 刑事裁判又は少年審判における意見の陳述の申出 9 刑事裁判における公判の傍聴又は少年審判における審判の傍聴 10 事件の記録の閲覧又は謄写 11 受刑者、在院者又は保護観察対象者についての意見・心情の陳述・伝達の申出 ⑫ 犯罪被害者等給付金の支給の申請その他の行政機関(捜査機関を除く。)に対する申請又は請求 ⑬ 行政機関(捜査機関を除く。)その他の関係機関又は団体への対応 14 裁判所、行政機関その他の関係機関又は団体への同行 ⑮ 報道機関への対応 16 その他(1~15に密接に関連する行為で本被害者等の支援に不可欠なもの)			必要的記載事項 事務類型番号 1 提出日・提出先 2 提出日・提出先 3 対応日・対応内容 4 対応の経緯・対応内容 5 対応日・対応内容 6 対応日・対応内容 7 対応日・対応内容 8 対応日・対応内容 9 対応日 10 閲覧・謄写日、謄写内容 11 申出日・活動内容 12 申請・請求日 13 対応日・対応内容 14 対応日・対応内容 15 対応日・対応内容 16 詳細をご記入ください		
年月日	事務類型番号	「必要的記載事項」及び「事件処理の概要」 (疎明資料の提出ができない場合はその理由と活動の詳細も記載)			
活動を行った年月日、事務類型番号、必要的記載事項をもれなく記入してください。 活動を証する資料の提出が困難な場合にはその理由と行った活動内容の詳細についても記入してください。					

